〔参考資料〕

関係法令

〇児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）

第 59 条　都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項まで若しくは第 36 条から第 44 条まで（第 39 条の 2 を除く。）に規定する業務を目的とする施設であって第 35 条第 3 項の届出若しくは認定こども園法第 16 条の届出をしていないもの又は第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可若しくは認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

②　（略）

③　都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第 1 項に規定する施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすることができる。

④　都道府県知事は、前項の勧告を受けた施設の設置者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

⑤　都道府県知事は、第 1 項に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

⑥　都道府県知事は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで前項の命令をすることができる。

⑦　（略）

⑧　都道府県知事は、第 3 項の勧告又は第 5 項の命令をした場合には、その旨を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。

⑨　都道府県知事は、第 5 項の命令をした場合には、その旨を公表することができる。

○認可外保育施設に対する指導監督の実施について
（令和６年３月 29 日付けこ成第 206 号こども家庭庁成育局長通知）
［別紙］ 認可外保育施設指導監督の指針
第１～第２略
第３ 問題を有すると認められる場合の指導監督
１ 通則
立入調査の結果、指導監督基準等に照らして改善を求める必要があると認められる場合は、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の措置を通じて改善を図ること。
（留意事項 23）指導監督にあたっては、市区町村や消防部局、衛生部局等の関係部局との連携を図ること。特に、改善指導等の措置に当たっては、子ども・子育て支援法第 30 条の３において準用する同法第 14 条第１項及び同法第 58 条の８第１項に基づき、市区町村が実施した特定子ども・子育て支援施設等への指導及び監査における指導内容若しくは指摘事項又は改善状況等を情報共有した上で、効果的に実施すること。また、施設内で犯罪があると思料する場合は、警察と連携を図ること。
（留意事項 24）立入調査の際には、以下の重点調査事項の例を参考に、改善指導、改善勧告等の実施について検討し、必要な措置を講じること。特に、緊急時の対応については、留意事項 29 についても留意すること。
【重点調査事項の例】
・保育士等の職員配置の状況（夜間の複数配置等）
・事故防止の取組（乳幼児突然死症候群に対する注意（乳児の仰向け寝等）等）
・適切な食事、衛生管理の徹底
・人権配慮、虐待防止
・その他、各都道府県等が定める重点調査事項
２ 略
３ 改善勧告
(1) 改善勧告の対象
改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しがない場合には、留意事項 24 の重点調査事項の例を踏まえつつ、改善指導に止めずに、法第 59 条第３項に基づく改善勧告を行うこと。
(2) 改善勧告の手順
① 改善勧告の内容
文書による改善指導における報告期限後（改善指導を経ずに改善勧告を行う場合にあっては立入調査実施後）おおむね１か月以内に、改善されなければ、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象となり得ることを明示した上、改善勧告を文書により通知すること。
この場合、おおむね１か月以内の回答期限を付して文書で報告を求めること。なお、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、移転に要する期間を考慮して適切な期限（この期限は、３年以内とすること）を付して移転を勧告すること。

② 関係機関との調整

改善勧告を行う場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市区町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図ること。

③ 確認

改善勧告を受けた設置者又は管理者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況等を確認するため、速やかに特別立入調査を行うこと。回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様であること。

また、必要に応じて改善勧告に対する回答の期限内においても、当該施設の状況の確認に努めること。

(3) 利用者に対する周知及び公表

① 利用者に対する周知

改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、当該施設の利用者に対し、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について個別通知等により周知し、当該施設の利用を控える等の勧奨を行うとともに、利用児童に対する福祉の措置等を講ずる必要があること。

② 公表

改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について報道機関等を通じて公表すること。また、地元市区町村に対し、その内容を通知するとともに、公表するよう要請すること。(法第 59 条第 4 項及び第 8 項参照)